

＝ 第32回 憲法講座へのお誘い ＝

戦争をしない国であり続けるために

～安保法制の廃止をめざして～

昨年9月19日、安倍政権は「安保関連法制」を成立させました。しかし、その内容・本質は、日本の平和を守るどころか、国民を戦争に巻き込み、米軍とともに他国を攻撃するための戦争法であるといえます。

この戦争法に、私たちは怒りを覚えます。「憲法違反の法律である」ことをしっかり学び、どうしたら廃止にもちこめるか、一人でも多くの方々と結束し、行動をとるためにも、この講座へのご参加をお待ちいたしております。

講 師：十 河 弘 氏（弁護士）

と き：2016年2月20日（土） 13時30分～15時30分

と ころ：仙台市太白区中央市民センター（3階） 大会議室

仙台市太白区長町5-3-2 電話022-304-2741

交 通 案 内：地下鉄長町駅駅舎の上3階。地下鉄利用の方は南出口からエスカレーターエレベーターで1階まで上ってください。JRやバス利用の方も長町駅で下車。1階の市民センターの表示がある出入口を入りエレベーターで3階まで。（市民センターの駐車場はありません。）

参 加 費：300円

主 催：宮城女性九条の会（仙台市青葉区上杉2-1-10 仙台YWCA会館内）

連絡先：☎090-5832-6836（鹿戸）または 022-241-0429（門脇）

《講師プロフィール》

〈経 歴〉

- 1968年 岡山県生まれ
- 1991年 東北大学法学部卒業
- 1996年 仙台弁護士会に登録（小野寺信一法律事務所所属）
- 2001年 十河法律事務所設立（TEL 022-212-1603・FAX 022-212-1605）

〈主な役職〉

仙台弁護士会 法律相談センター運営委員会委員長、憲法委員会副委員長
特定秘密保護法対策プロジェクトチーム委員、
災害対策本部本部員等

東北弁連・日弁連 日弁連交通事故相談センター、法テラス等で役職を務めている。

〈力を入れていること〉

- 医療事故（患者側）、交通事故、原発損害賠償、多重債務者の救済など、市民の安全や平和を守るための活動や、自衛隊による市民監視の差し止めを求める訴訟等にも参加し、2012年仙台地裁で画期的な勝訴判決を得た。
- まじめに生きる市民が尊重され、人権が擁護され、被害が救済されるよう尽力したい。

〈趣 味〉

野球、手品、星を見ること